

西東京市選挙管理委員会告示第5号

西東京市選挙管理委員会傍聴規程（平成24年西東京市選挙管理委員会告示第8号）の一部を別紙のように改正する。

令和8年7月1日

西東京市選挙管理委員会

西東京市選挙管理委員会傍聴規程の一部改正について

西東京市選挙管理委員会傍聴規程（平成24年西東京市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3人」を「会議場に定められている収容人数から、西東京市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）、西東京市選挙管理委員会委員、西東京市選挙管理委員会事務局職員その他関係者を除いた人数」に改め、同条ただし書中「西東京市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）」を「会議場の設備、構造等を勘案して委員長」に改める。

第3条第1項中「会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）」を「傍聴人」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1号中「銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯」を「凶器その他危険なものを所持」に改め、同条第2号中「拡声器、録音機、写真機、撮影機の類を携帯」を「会議の妨害となる器物等を所持」に改める。

第5条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 写真撮影、録画及び録音をしないこと。ただし、委員長の許可を得たときはこの限りでない。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。